

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	株式会社シムックス	群馬県太田市植木野町300-1
②	ケービックス株式会社	群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3
③	セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1番地10

2. 指名停止措置期間

- ①②の業者 令和4年7月29日 から 令和4年11月28日 まで（4か月）
③の業者 令和4年7月29日 から 令和4年9月28日 まで（2か月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、上記有資格業者3社を含む7社に対し、国土交通省関東地方整備局や群馬県等が発注した特定機械警備業務の入札で談合を繰り返したとして、令和4年2月25日に独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定し、上記有資格業者①②を含む6社に対し再発防止を求める排除措置命令を行った。また、談合によって一定の売り上げがあった、上記有資格業者①を含む4社に対し課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロに該当し、措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)